平成２２年（フ）第１８号
広島市安佐北区落合４丁目５番３号
債務者　和田　房代
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８号
広島市東区牛田新町１丁目７番23―301号
債務者　古川　裕樹
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８号
広島県廿日市市宮内973番地２
債務者　池田　佳史
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５号
広島市中区吉島東１丁目８番14号
債務者　保田　聖子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目24番４―202号
債務者　佐伯恵梨子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８号
広島市安芸区瀬野町2759番地の301
債務者　松村　優美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５号
広島市安佐北区深川２丁目17番５号
債務者　増田　隆志
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４６号
広島市安佐北区深川２丁目17番５号
債務者　増田　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４号
広島県廿日市市深江３丁目11番24号
債務者　宮本　利絵
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３１号
広島県安芸郡熊野町出来庭７丁目11番15号
債務者　松村　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６号
大分県由布市湯布院町川北614番地２
債務者　廣野　数雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４７号
鹿児島県鹿児島市山田町1646番地３　鳩宿ハイツⅡ―202号
債務者　仁科ナツヨ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目10番25号
債務者　森　　孝雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９号
北海道苫小牧市勇払10―14、住民票上の住所
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目３番６号
債務者　木村　輝雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３２号
北海道苫小牧市柏木町１丁目８番８号
債務者　進藤　好子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第４１５号
北海道釧路郡釧路町昆布森１丁目108番地
債務者　内山　悦夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
秋田県鹿角市十和田大湯字下折戸38番地80、前住所栃木県宇都宮市五代３丁目２番25号
メゾン・ド・ノエルⅡＦ棟
債務者　髙橋　　香
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３号
岐阜県高山市三福寺町1868番地１
債務者　白川　弘美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係